

水 道 局

低入札価格調査制度に係る調査マニュアルの一部改正について

このたび、低入札価格調査制度に係る調査マニュアルの一部を改正しましたので、お知らせします。

1 改正内容について

(1) 失格基準の設定

数値的失格基準、工事成績失格基準及び調査票等の内容調査に関する失格基準から成る失格基準を新たに設定します。現行の特別重点調査基準を数値的失格基準に改めるとともに、予定価格が建築工事4億4千万円未満、土木工事3億5千万円未満、設備工事2億5千万円未満の総合評価方式案件に適用する数値的失格基準を設定します。

工事成績失格基準としては、過去の東京都発注工事の工事成績評定において、当該工事の基準日（各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。）の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事のうちいずれかの工事成績評定が65点未満の場合は調査対象者を落札者としません。

調査票等の内容調査に関する失格基準は、表2「調査票等の内容調査に関する失格基準」に示すとおりで、現行マニュアルの表7「落札者とししない基準」の項目2、4及び5の内容を一部改正したものです。

(2) 過去に施工した公共工事の履行状況等の調査

過去に施工した公共工事の履行状況等の調査として、調査対象工事を当該工事の基準日の3年前の日から起算して3年の間に完了した公共工事と明確化し、その施工体制台帳において、調査対象者又は下請事業者が法令に従い、雇用保険、健康保険及び厚生

年金保険（以下「社会保険」と総称する。）に加入しているか否かの調査をする項目を追加します。

また、工事成績失格基準の判定のための項目を調査項目として追加し、東京都の工事成績評定の資料提出を求めます。

（３）価格差の大きい直接工事費の調査

表４「価格差の大きい直接工事費の調査」の確認事項について、失格基準の内容に合わせて修正します。

（４）増員の技術者の取扱い

増員の技術者について、受注者が通知を行わない場合又は監督員が認めないにもかかわらず交代した場合、原則として指名停止の措置をとることを追加します。

（５）社会保険加入状況の調査

施工体制台帳について、社会保険の加入状況を施工体制台帳で厳重に確認し、下請事業者が社会保険に加入していないことが判明した場合（法令による加入義務適用除外の場合を除く。）は、指名停止等の措置をとることを追加します。

（６）施工後の確認

施工後の確認について、報告書が工事完了後３か月以内に提出されない場合は、東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表の第５の項に該当する可能性があるため、契約担当者等へ通知を行うことを追加します。

（７）提出書類の変更

調査マニュアルの変更に伴い、提出書類を一部追加・変更します。

（８）その他所要の改正を行います。

２ 適用案件

平成２９年１０月３０日以降に公告等を行う案件から適用します。

【問合せ先】

水道局経理部契約課（契約調整担当）

直通 ０３-５３２０-６４０２